

# 熊本市工事成績評定会議要領

制定 令和 7年 3月28日総務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）第10条第2項に規定する工事成績評定会議（以下「会議」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の事務)

第2条 会議は、要領第10条第2項及び要領第13条第2項に規定する説明請求に対する回答、要領第11条第1項に規定する評定の修正について審議するものとする。

(会議の構成)

第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 契約監理部長
- (2) 工事契約課長
- (3) 技術管理課長
- (4) 検査室長
- (5) 説明請求等に係る工事の担当課又は室の長

(会議の組織)

第4条 会議の組織は、下記のとおりとする。

- (1) 会議に議長を置く。
- (2) 議長は、契約監理部長とする。
- (3) 議長は会務を総理し、会議を代表する。

(会議の招集)

第5条 会議は、議長が必要に応じ招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、技術管理課検査室に置く。

(審議事項の説明)

第7条 会議における審議事項については、説明請求等に係る工事の担当課又は室の長が行うものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。